

令和2年(2020年)10月30日

小田原市学校給食費検討委員会
委員長 様

小田原市長 守屋 輝彦



学校給食費の月額について (諮問)

小田原市学校給食費等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問
します。

1 諮問事項

学校給食費の月額について (令和3年4月1日以降適用分)

2 諮問事由

令和3年4月1日から学校給食費を公会計化するにあたり、学校給食費月額を新た
に設定する必要があるため。

(事務担当)

小田原市教育委員会
教育部学校安全課給食係
電話 0465-33-1693